第六条　この協定の有効期間

第一項　効力発生

この協定は、第四次ＭＩＦ設定協定が効力を生ずる日に効力を生ずる。

第二項　有効期間

(a)　この協定は、第四次ＭＩＦ設定協定が効力を有する間、効力を有する。この協定は、第四次ＭＩＦ設定協定が終了する場合又は次項の規定に従ってこの協定が終了する場合にも、銀行が第四次ＭＩＦ設定協定第六条第四項(a)の規定に基づいて基金の業務の終止又は勘定の決済に関連する義務を履行するまでの間、引き続き効力を有する。

(b)　銀行は、第四次ＭＩＦ設定協定第五条第二項に規定する当初の有効期間の終了に先立ち、同項に定める期間を更新して基金の業務を延長することの適否につき拠出国委員会と協議する。

第三項　銀行による終了

銀行は、憲章第十条の規定に基づいて自己の業務を停止し、又は終了する場合には、この協定を終了させる。銀行は、この協定の義務を履行するに当たって憲章に違反しなければならなくなるような第四次ＭＩＦ設定協定の改正が行われる場合には、この協定を終了させる。

第四項　基金の業務の終止

銀行は、第四次ＭＩＦ設定協定の終了に当たり、資産の秩序ある換価、保全及び管理並びに債務の決済に付随する業務を除くほか、この協定に基づく全ての業務を停止する。銀行は、基金の関連する全ての債務を履行し、又は履行する用意を行った後、第四次ＭＩＦ設定協定第五条第四項の規定に基づく拠出国委員会の指示に従って残余の資産を割り当て、又は分配する。

第七条　一般規定

第一項　基金の管理者としての銀行の契約書及び文書

銀行は、基金の資金を管理し、及び基金の業務を遂行するに当たって署名する契約書並びに基金に関連する他の全ての文書において、基金の管理者として行動していることを明示する。

第二項　銀行及び拠出国の責任

基金の資金によって行われる資金供与、投資その他の業務から生ずる収入、利益及び便益は、いかなる場合にも、銀行に便益を与えるものであってはならない。基金の資金によって行われるいかなる資金供与、投資その他の業務も、拠出国に対する銀行の財政上の義務及び責任を伴わない。したがって、業務の結果生ずるいかなる損失又は欠損も、銀行が拠出国委員会の書面による指示を逸脱した場合又は銀行が自己の資金の管理について払う注意と同様の注意を払わなかった場合を除くほか、銀行に対する求償権を拠出国に与えるものではない。

第三項　この協定への参加

第四次ＭＩＦ設定協定の付表Ａに掲げられていない銀行の加盟国又は銀行の非加盟国は、いずれも、第四次ＭＩＦ設定協定に参加した後、この協定に参加することができる。この協定への参加は、拠出国委員会が定める条件に従う。

第四項　改正

この協定は、銀行と拠出国委員会との間の合意によってのみ改正することができる。その改正に関する同委員会の決定は、拠出国の三分の二以上であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で行う。この項の改正及び拠出国の財政上の義務その他の義務を伴う改正には、全ての拠出国の承認を必要とする。

第五項　紛争の解決

この協定の下で生ずる銀行と拠出国委員会との間の紛争であって協議によって解決することができないものは、附属書Ａによる仲裁によって解決する。仲裁判断は、最終的なものとし、拠出国又は銀行によってそれぞれ自国の憲法上の手続又は憲章に従って実施される。

第六項　責任の限度

基金の業務において、銀行の支払責任は、基金の資金の額（基金の準備金がある場合には、基金の資金の額に当該準備金の額を加えた額）を限度とし、また、拠出国としての拠出責任は、第四次ＭＩＦ設定協定に従って払込義務が生じている自国の拠出額の未払込部分を限度とする。

第七項　第四次ＭＩＦ設定協定からの拠出国の脱退

第四次ＭＩＦ設定協定からの脱退の通告を行った拠出国は、当該通告が第四次ＭＩＦ設定協定第六条第四項(a)の規定に基づいて効力を生じた日に、この協定から脱退したものとみなす。銀行は、同項(b)の規定の適用を妨げることなく、当該脱退の通告を行った拠出国との間で債権及び債務を決済するための取極を締結する。ただし、拠出国委員会の承認を条件とする。

以上の証拠として、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語によりこの協定を作成した。この協定は、銀行に寄託する。銀行は、その認証謄本を第四次ＭＩＦ設定協定の付表Ａに掲げる拠出予定国に送付する。

二千二十四年三月十日にドミニカ共和国のプンタカナで作成した。

附属書Ａ　仲裁手続

第一条　裁判所の構成

協定第七条第五項の規定に従って紛争を解決するための仲裁裁判所は、次のとおり任命される三人の仲裁人で構成する。仲裁人の一人は銀行が任命し、他の一人は拠出国委員会が任命し、また、第三の仲裁人（以下「裁判長」という。）は当事者の間の直接の合意により又はそれぞれの仲裁人を通じて任命する。当事者若しくは仲裁人が裁判長について合意することができない場合又はいずれか一方の当事者が仲裁人を指名しない場合には、裁判長は、いずれかの当事者の要請により、米州機構の事務総長が任命する。いずれか一方の当事者が仲裁人を任命することができない場合には、当該仲裁人は、裁判長が任命する。任命された仲裁人又は裁判長のいずれかが任務を遂行すること若しくは任務を遂行し続けることを望まない場合又は任務を遂行すること若しくは任務を遂行し続けることができない場合には、後任者は、前任者を任命する方法と同様の方法で任命する。後任者は、前任者と同一の任務及び能力を有する。

第二条　手続の開始

申立人は、紛争を仲裁に付するため、他方の当事者に対し、申立ての性質、自己が求める弁済又は補償及び自己が任命する仲裁人の氏名を明記した書面による通知を送付する。申立人による通知を受領した当該他方の当事者は、四十五日以内に、仲裁人として自己が任命する者の氏名を申立人に通知する。当該他方の当事者が申立人に対して通知を送付した後三十日以内に裁判長として行動する者について当事者が合意しない場合には、いずれの当事者も、米州機構の事務総長に対してその任命を要請することができる。

第三条　裁判所の開廷

仲裁裁判所は、アメリカ合衆国のワシントンにおいて裁判長が指定する日に最初の法廷を開くものとし、その後は、裁判所が自ら定める日に開廷する。

第四条　手続

(a)　裁判所は、紛争事項についてのみ審理する権限を有する。裁判所は、自己の手続（仲裁に関する著名な団体の手続によることができる。）を採択するものとし、必要と認める専門家を自己の発意により指名することができる。裁判所は、いかなる場合にも、当事者に対し口頭による陳述の機会を与える。

(b)　裁判所は、衡平及び善に基づき、この協定に定める条件に従って、手続を進めるものとし、また、いずれかの当事者が出廷せず、又は自己の立場を表明しない場合においても仲裁判断を行う。

(c)　仲裁判断は、書面によるものとし、少なくとも二人の仲裁人による賛成投票で採択される。仲裁判断は、裁判所が特別のかつ予見できない事情によりその期間を延長することを決定する場合を除くほか、裁判長が任命された日からおおむね六十日以内に行われる。仲裁判断は、少なくとも二人の仲裁人が署名した文書により当事者に通知される。

第五条　費用

各仲裁人の報酬は、当該仲裁人を任命した当事者が支払うものとし、また、裁判長の報酬は、当事者が均等に支払う。当事者は、裁判所の最初の開廷に先立ち、相互の合意により仲裁の手続に参加すべきと認める他の者の報酬について合意する。裁判所は、その合意が適時に得られない場合には、当該他の者にとって状況に応じた妥当な補償を決定する。各当事者は、仲裁の手続における自己の費用を支払うものとするが、裁判所の費用については、当事者が均等に負担する。費用の分担又は支払の方法に関するいかなる疑義についても、裁判所が決定するものとし、その決定について上訴することはできない。この条の規定に従って拠出国委員会が支払うべき報酬又は費用は、この協定に従って管理される基金から支払われる。